

「青森県第二種特定鳥獣管理計画（第１次ツキノワグマ）（案）」に寄せられた意見の内容とそれに対する県の考え方

【反映状況欄の凡例】

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
1	1	管理計画は察処理を進める内容 クマの出没地域は分かっているのだから即応でクマわなの取り扱いできる人の配置 奥山放獣が原則 ひとの地域と山との境界の整備 クマ鈴・ラジオの携帯徹底 人家に放置された果実の処理 残飯の放置の禁止 専用ゴミステーションの設置 果樹園等の周辺にか電気柵の設置（太陽電池式） 放獣に際してクマスプレーで学習させる というクマ対策の基本を守れば駆除は減る むやみに山に入るのは馬鹿のする事 山菜取り山登りにはクマの情報収集を原則とする 猟友会に頼るのは無能な策と心得よう	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
2	2	津軽半島地域については、生息密度を「ゼロにする」という目標を掲げなくとも、出没防止策を徹底することで十分対応できるのではないかと思います。現在のところ生息頭数は多くないと推定され、むしろ対策を講じやすい状況にあるのではないのでしょうか。また、他ユニットからの流入は人為的な持ち込みではなく自然な移動であり、直ちに排除すべき対象とは言えないと思います。しかしながら、居住区域に出没した際の対応は厳格にすべきと考えます。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
3	2	“生息環境の管理については、餌資源の安定確保のために広葉樹林を保護するとともに、老齢化した針葉樹林の一部を広葉樹林へと更新する再造林的な取り組みも検討されてよいのではないのでしょうか。その際には、生物多様性や遺伝的健全性への配慮が求められると考えます。あわせて、里山環境や農地においては、電気柵の設置や刈払いにかかる費用補助制度をより利用しやすくすることが重要であり、申請期間の延長や手続きの簡素化、広報の充実などにより、現場の負担が軽くなることが、地に足のついた継続的な被害対策につながるのではないのでしょうか。（→次項に続く）	記述済み	生息環境管理に関すること及び住民等への情報共有・普及啓発に関することは記述済みです。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
3	2	誤った情報や憶測が広がらぬよう、正確な情報を分かりやすく周知する体制が求められると思います。最も尊重されるべきは、この地域で生活し、日々自然と向き合っている住民の声であると考えます。ただし外部から寄せられる科学的な知見や動物福祉の観点も重要であり、それらを適切に取り入れることで管理の正当性と効果が高まるのではないのでしょうか。そして管理の実効性だけでなく、管理策が地域社会やツキノワグマの個体群にどのような影響を及ぼしているのかを評価し、その結果に応じて対応策を柔軟に見直していく仕組みを整えることが望ましいと考えます。こうした評価と改善の循環を住民にわかりやすく示すことが、信頼を高めることにつながるのではないのでしょうか。”	記述済み	生息環境管理に関すること及び住民等への情報共有・普及啓発に関することは記述済みです。
4	3	そもそも推定生息数はその調査方法には疑問がある。カメラトラップ、ヘアトラップ、ともに設置してい誘因物による引き寄せが行われているし、県をまたいで移動するクマの県毎の数など分かるはずが無い。自然林が減少している。また温暖化で山の木の実が減っている。クマに取って生息地である奥山に住めないから、里に来ざるを得ないのである。生息地の整備を優先的にするべきである。捕獲を優先してはツキノワグマが絶滅してしまう。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
5	4	1. 生き物を尊重してください ツキノワグマやヒグマは、古来よりその地域に生息してきた生き物たちです。人間の生活圏に現れるのは自然環境破壊や食料事情によるもので、彼らに悪意はありません。生き物を単に『害』として減らすのではなく、まず彼らの生態や生活環境を尊重した対応が必要です。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
6	4	2. 根本原因の把握 人間が山に入り込み、自然を破壊したことにより動物たちの生活が脅かされ破壊されました。農作物や町中に影響が出る場合、短絡的に駆除するのではなく、自然と人間の共存のための線引きを前提に、長期的に、かつ根本的な対策を検討してください。 3. 人間側の行動改善 被害を受けた方々や周りの方からすれば恐ろしいことではあるとは思いますが、被害を受ける側にも責任はございます。今襲われてるんだから速く対策を、もわかりますが、まず、腰を据えてできることをやっていかなければ、いつまでたってもイタチごっこです。家の周りに食べ物やゴミを放置しない、立ち入り禁止区域を守るなど、動物が近づきにくい環境作りが大切です。人間側へのただの注意喚起だけでは守れません。その状況に応じた、直接の注意喚起や罰則の徹底により、まずは人間側の行動改善を促してください。これができなければ一方的に野生生物を害と決めつけることはできないと思います。	記述済み	自然と人間の共存に関することは、本計画の目標に掲げており、記述済みです。
7	4	4. 駆除の慎重さ 駆除は最後の手段として位置づけるべきです。駆除したという方への金銭的な補助や、一時的な利便性だけで駆除を行うことは絶対に避けてください。そもそも駆除という考えを最善とすることは、人間の傲慢ではないでしょうか。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
8	4	5. 行政と地域住民の協力 被害を受ける農家や住民の方々と行政が十分に話し合い、共に解決策を模索する姿勢が重要です。先ほど3.にも書きましたが、短期的な駆除に偏らず、視野を広く、共生の仕組み作りを一步一步進めていただきたいと思います。誰かがやってくれるから、責任取るのは嫌だ、ではなく、話し合うためのエネルギーを惜しまないでください。	記述済み	御意見いただいた内容は、記述済みです。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
9	5	クマの生息地にお住まいの方々には、現在のクマの出没率や被害等に関して、脅威に思われていらっしゃる事と思います。勿論、お気持ちはお察しします。クマは森の王者と言われております。森に生息する大型動物であり、彼らの食性や行動が森の生態系に大きく貢献しております。ドングリなどの木の実を食べることで木の実の種子を広範囲にばらまき、森の更新の手助けをし、生態系のバランスを保つ役割を担っています。逆にクマが減ると鹿が増え、植物が荒廃します。生態系のバランスが崩れる可能性が高いです。植物の多様性が失われ、豊かな水を保つ役割も果たせなくなります。森全体の劣化が進み、土砂災害や湧き水の減少につながる可能性があります。クマが好む木を山に植える事で回避できる事もあるのではないのでしょうか。餌付けはよくありませんが、植物を植える事も問題なのではないのでしょうか。地元の方は部外者が勝手な事とお思いになるかもしれませんが、本当に回避したいのなら、とっくに住まいを変えているはずです。それをなさらないのは、その土地に愛着があり離れられないからだだと思います。ご存知だとは思いますが、地球は人間だけのものではありません。人と動物が共生していくものです。どうか、無駄な狩猟は回避できるようにしてくだらないでしょうか。後世、後悔するのは皆様の子孫です。どうか、ご英断をどうぞ、よろしくおねがい致します。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
10	6	1. 総合的な評価 「計画案」は内容に整合性を欠き、目的、手段ともに不適切である。管理計画案としての体裁が整っておらず、撤回すべきである。生息数が2017～19年の1,181頭から2024年の1,614頭に増加したとしているが、2023年度に626頭殺しており、このように増加するはずがない。 青森県はツキノワグマの自然増加率14.5%を使用している。この増加率と捕獲数を用いて毎年の生息数を求めると、次のようになる。(→次項に続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
10	6	2019年度 1,181頭 →2020年度$1,181 \times 1.145 - 170 = 1,182$頭 →2021年度$1,182 \times 1.145 - 219 = 1,134$頭 →2022年度 $1,134 \times 1.145 - 160 = 1,138$頭 →2023年度 $1,138 \times 1.145 - 626 = 677$頭 →2024年度$677 \times 1.145 - 111 = 664$頭 つまり、時系列で追った場合、計算が合わない。さらに、2025年度には1,848頭に増加しているとしている。しかし2025年9月時点で455頭も殺しており、生息数は激減していると考えられる。これを1,180頭にまで減少させるとしているが、すでにその水準に近づいている可能性が高いと考えられる。そもそも生息数を1,180頭にする理由が示されていない。青森県のツキノワグマ生息数は1,000頭を下回っている可能性が高いことから、保護に務めていただきたい。緩衝地帯において、捕獲等事業実施計画に基づきツキノワグマを捕獲して交付金を得ようとするのは論外である。学習放獣しないとしているが、これは責任放棄であり努力不足である。狩猟の可否についても再検討されたい。 p.1 「県土面積の約 66 %を占める広大な森林 のうち、約 42% はブナ・ナラ類を含む広葉樹林となっており、ツキノワグマをはじめとする野生鳥獣の生息に適した環境となっている。」 p.5 「森林面積63 万 3,579 ha のうち、国有林及び民有林を合わせて 26 万 8,299ha がツキノワグマの食性と関連深い広葉樹林となっており、ツキノワグマが生息し、繁殖可能な環境が整っていると考えられる。」(→次項に続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
10	6	つまりツキノワグマの生息しているのは、広葉樹林に限定される。「令和6年度青森県ツキノワグマ個体数推定調査委託業務報告書」は針葉樹林を含む森林面積で生息数を推定し、この結果が「計画案」に採用されている。つまり生息数推定値は根本的に誤りである。 p.1「西日本の4地域個体群と本県下北半島の地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」とされている」 下北半島のツキノワグマが絶滅危惧種であるならば、なぜ捕獲対象とするのであろうか。合理的説明がない。種の保存法と鳥獣保護管理法のいずれが優先するのか議論がない。両法律は別ものという意見もあるであろうが、捕獲等事業で捕獲するのは了承できない。 p.1「2023年度においては626頭が捕獲されており、適正な管理体制を早急に構築する必要がある。」 これは乱獲したことを反省しているという意味であろうか。そうであれば、このような「計画案」ではなく捕獲を抑制した保護計画とすべきである。 p.3「本県は、世界自然遺産の白神山地」世界遺産でツキノワグマの大量捕獲を試みる等、論外である。世界遺産を返上した方が良い。 p.4「ノシシと比べた場合、自然増加率が低く、強度の捕獲圧を加えた場合、比較的容易に地域個体群の安定的な維持が危ぶまれる状況に陥る。」 そこまで分かっていたから今まで管理計画を策定しなかったのではないのか。このような計画を実行すればツキノワグマは数年以内に滅亡する。 (→次項に続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
10	6	p. 5「県内のツキノワグマの推定個体数は、県が実施した2024年度調査で1,614頭(940頭～2,924頭)と推定されている。この数値は、県が2017年度から2019年度に下北地域、三八上北地域、津軽地域で実施した生息数調査において得られた推定生息数の合計1,181頭(451頭～1,960頭)と比較すると、約 1.37 倍の数値となっており、生息数が増加していると考えられる。」 この表記の間違ひは「1. 総合的な評価」で記したとおりである。 p. 8の捕獲実績の推移を考慮すると、この間に生息数が1.37倍に増加することはありません。推定方法に問題があることは明白である。「令和6年度青森県ツキノワグマ個体数推定調査委託業務報告書」によれば、生息密度に森林面積を乗じて生息数を求めている。このうち広葉樹林は半分程度しかない。混合林において生息できる可能性もあるが、生息数推定値は大幅に過大推定されている。 地域別に見た場合、白神山地の個体数が大きすぎる。これは「令和6年度青森県ツキノワグマ個体数推定調査委託業務報告書」において大鰐町の値を用いており、何らかの異常値に森林面積を乗じたものと考えられる。津軽地域については生息密度が不明であり、そもそも計上すべきものではない。あまりに軽率で杜撰な扱いである。結論として生息数推定値は公表値の半分程度が妥当なのではないかと考えられる。 p. 9「過去最多の出没が確認された2023年度」 生息数と出没数は基本的に関係がない。出没するのは餌がないからである。その点を考慮しなければ何の解決にもならない。 (→次項に続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
10	6	p. 6-14のデータ掲載について これだけ資料を整備してあるのに、結論がクマを殺すでは、何のために資料作成したのか理解できない。 p. 15 「ツキノワグマの科学的かつ計画的な管理」 科学的の定義は何でしょうか。「計画案」が科学的とは思われません。 p. 15 ゾーニング管理と個体群管理 これらは理由なくツキノワグマを無差別に殺すための名目である。これは認められない。 p. 18 「緩衝地域のうち、より人の生活圏に近く、ツキノワグマの目撃情報や被害が多い山麓については、「管理強化地域」とし、山際の農地における農作物被害の減少を図るほか、人家周辺の藪の刈払い等により緩衝帯を造成するなど、人の生活圏へのツキノワグマの侵入防止対策を積極的に実施する。」 p. 19 「個体群管理は、問題個体の捕獲（有害捕獲）、捕獲等事業における捕獲数管理、狩猟をもって行い、狩猟以外は原則コア生息地を除く地域で実施する。」 緩衝地帯において、侵入防止対策を講じるとしておきながら、一方では捕獲場事業を行い理由なくツキノワグマを殺すという意味と捉えられる。捕獲方針は、即刻撤回していただきたい。 p. 19 「ア目標個体数の設定」 そもそも生息数を1,180頭にする理由が示されていない。青森県は近日中にツキノワグマは1,000頭を下回る可能性が高いことから、保護に務めていただきたい。 （→次項に続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
10	6	p. 21 「出没件数の増加に伴う捕獲数が年間の捕獲目標数を大幅に上回る若しくは大幅に 上回ることが明白な場合は、検討委員会に諮ったうえで捕獲の自粛要請や複数年単位での捕獲数の調整を行う等の検討を行う。」 2023年度に626頭殺している。その後、捕獲数を減らすように努力したとは思われない。2025年度も9月時点ですでに450頭殺している。今後、数年間はツキノワグマの捕獲はできないはずである。 さらに、2025年度には1,848頭に増加しているとしている。しかし2025年9月時点で455頭も殺しており、生息数は激減していると考えられる。これを1,180頭にまで減少させるとしているが、すでにその水準を下回っている可能性がある。 p. 21「毎年度、検討委員会において協議し設定する捕獲目標は、2024年度調査結果で得られた各保護管理ユニット等における推定値にガイドラインで示されているツキノワグマの自然増加率14.5%を乗算した数値を基に算出した「捕獲目標数」を基準とする。併せて、過度な捕獲を避けるため、保護管理ユニット等の維持が担保できないと考える捕獲数「捕獲上限値」を設定する。」 ガイドラインでは安全策として12%を使用するように言っている。なぜ従えないのであるか。都合の悪いことは従えないのか。 具体的にどうやって計算したのが示されていない。 p. 21「なお、津軽半島地域については、「排除地域」とする設定方針及びこれまでの生息状況を鑑み、人との軋轢の発生防止に努めるため、捕獲上限を設定しないこととする。」 (→次項に続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
10	6	単なるツキノワグマ虐殺絶滅計画である。しかも今般は生息数調査もなされていない。但し2019年度は津軽地域の調査を行っている。言っていることが矛盾している。 p. 22 「県は、目標個体数の維持及び管理の ため、 必要に応じて、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定め、認定鳥獣捕獲等事業者に委託して実施する。」 緩衝地帯でむやみに理由なくツキノワグマを殺し、交付金を得ようとするものである。補助金目当ての愚かな行為は止めていただきたい。 p. 22 学習放獣しないとしているが、これは場所を探すことを怠る責任放棄であり努力不足である。 p. 28 錯誤捕獲時の対応を記していることは評価する。 p. 29 緊急銃猟時に麻酔銃を使用することは重要。その際に放獣することを前提とするべきである。そのためにも学習放獣は重要である。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
11	7	私はこの管理計画に反対いたします。 その理由の第一は、2024年度に県が実施した調査の結果の、1,614頭という県内のツキノワグマ推定生息数に疑問があることです。とりわけ、1,043頭という白神山地の生息数が疑問です。これは観測地を前回までの深浦町から大鰐町に移したことと関係するかもしれません。観測地を変更しただけで大きく変動する数値に、どれだけの信頼が置けるでしょう？2017～19年に実施したという前回の調査から生息数が1.37倍になっている、という結果も信頼性を低下させます。例えば、白神山地の環境が過去数年のうちに好転し、生息数が増えた、と仮定するなら、その理由がなければなりません。ご存知のように、山の環境は年々悪化はしても好転するとは考えにくく、クマが一気に増える原因が見当たりません。(→次項に続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
11	7	また、県内のクマの出没数は増加していますが、それと生息数を連動させることはできません。クマが里に出てくるのは、山に食べ物が無いからであり、クマの数が増えているからではないのです。以上のことから、私はこの管理計画の撤回を提案いたします。将来、過度の捕殺によって県内のクマが激減し、「2025年の管理計画が元凶だった」と語り継がれるのは避けたいと思いませんか？	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
12	8	p.15 8. 保護管理ユニットごとの方針 (2) 白神山地保護管理ユニット 白神山地は世界遺産に登録され世界的にその地区の生態系及び生息する野生動物の価値が認められている地域である。この地域の基本的方針として世界遺産のクライテリアに対する配慮が方針として明記される必要がある。この地域のアンブレラ種であるツキノワグマの個体数は生態系に大きな影響を及ぼす。安易に個体数を減少させると、同じものを採食する動物の増加を招き植生に変化を及ぼすおそれがある。東アジア最大のブナ林とその生態系を、将来にわたって保全していくためには、厳格なツキノワグマの個体数維持が必須である。したがって、白神山地保護管理としてのコア生息地の重要性と管理を明記し、その地域では原則として人手を加えず自然の推移に委ね、今後もツキノワグマの個体数を維持する適切な管理が必要である。 (3) 北奥羽保護管理ユニット ガイドラインにおいて個体数水準4としているが、【表-5】の県内の保護管理ユニットにおける推定個体数では、3北奥羽 推定値140 となっている。P.17コア生息地としての八甲田山系としているが、八甲田山系の個体数が140を下回っているとすれば、このユニットのツキノワグマが安定個体数を維持できる十分な頭数とは考えられず、生息密度を可能な限り低密度に抑えるという方針は妥当ではない。(→次項に続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
12	8	近年、八甲田山系は牧場設置・風力施設の設置・シカやイノシシの生息など今までの環境に影響を及ぼしている要因が多いため、ツキノワグマの生息できる環境が減り、さらに計画捕獲を行うことで極端な頭数の減少をまねくおそれがある。八甲田山系の積極的な環境保全と植生の復元を行い、ツキノワグマを保護する必要がある。地理的にも青森県の中央に位置する八甲田山系は今後のツキノワグマと人との共生にとって重要な地域となりうる。八甲田山系をコア生息地として現在の生息数を維持することを明記、緩衝地域、排除地域をしっかりと区分して管理できる計画を打ち出せる方針が必要である。八甲田山系の安易な個体数の削減は、青森県中央のコア生息区域を失うことになり、この場合生息地を失った熊は人里に常に生息する状況になりかねない。 (5) 津軽半島地域 現在目撃の個体は白神山地・北奥羽ユニットから流入してきた個体とある。(3)の意見と同じ、この地域のツキノワグマ生息密度を0にするためにも、八甲田山系と白神山地の生息地の保護が重要である。青森県の方針として、コア生息地の個体数群を維持する方針が必要である。もしくは、津軽半島地域と北奥羽地域で生息密度が低い状態のままツキノワグマと人が共存できる革新的な施策が必要と考える。 p.19 基本目標を達成するための施策 (4) 個体群管理 ツキノワグマ生息数は、ニホンジカの生息数と比例の関係にあると言われている。青森県内にはニホンジカが通常生息していない状態にあったが、近年生息し数も増加していると思われる。この関係性からニホンジカの生息数の管理がツキノワグマの生息数管理の決め手になると思われる。(→次項に続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
12	8	ニホンジカ・イノシシの生息数を把握し、増えすぎないための対策が必要である。 p. 22学習放獣 近年、熊による人身被害が増えているといわれているが、専門家の意見によれば、捕獲によって親熊を失った若い個体が人に対する警戒心を学習する前に親離れを強いられ、それにより人を恐れない若い個体が人を襲っているケースが多いといわれている。計画的な捕獲による個体数管理を行えば、このような危険な若い個体を人為的に作り出すことになる。個体数管理と学習放獣は両輪の輪である。学習放獣しないという施策は、予想される人身被害を放置する施策である。 放獣する場所を確保するためにも、保護管理ユニットごとの方針でコア生息区域を明記し、放獣できる場所をしっかりと維持管理することが必要である。 青森県は本州最北に位置し、世界遺産の白神山地、哺乳類・鳥類のブラキストン線を担っている。世界規模の視点から貴重な動植物を管理せざるを得ない位置にあるため、青森県の生態系を維持するため真摯な方針が必要である。特にアンブレラ種のツキノワグマは、安定的存続個体群の維持が重要であり、絶滅地域を作ってしまうことでその地域の生態系に著しい変化を及ぼす恐れがある。イノシシやシカと異なり、生息密度や繁殖率が低いクマにおいては、生息密度を低密度にする計画を主目的とすることは適当ではない。保護管理ユニット単位での地域個体群の保全を主目的とするべきである。青森県の経済、人の生活は豊かな自然環境によるところが大きい、次世代がこの土地で継続的に生活していくために、生態系を維持し人が豊かに生活できる計画を生み出してくれることを期待します。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
13	9	人の住んでいるところに降りてきて 危害を 加えそうなクマは仕方ないにしても、 頭数を調整しようとして 山にいるクマを罠にかけたり 鉄砲で打って 殺してしまうのは やってはいけないことだと思います。なぜなら、 どの動物も この世の中で 大切な役割を持っているからです。今生物多様性がどんどんなくなっています。ということは 将来 人間は地球に住みにくくなるということです。特に大型動物のクマは 自然界にとってとても大切な役割を持っています。曖昧な 調査方法をもとに 頭数を決め どんどん殺していけば 絶滅しかねません。自然のものは一旦 絶滅してしまえば もう二度と戻っては来ないのです。今までクマを殺しても 効果はなかったのですから これからは 知恵とお金を 熊と人間の住み分けに使っていただきたいです、 ・自然生態系の中でクマが果している大切な役割が文中に抜けているので入れてほしい。 ・クマの正確な生息数推定法はないので、業者が出した生息推定数にとらわれ過ぎないようにしてほしい。 常識的に考えて、青森県は2020年～2023年の4年間に計1064頭も捕殺しているのに、2024年に生息数が1,37倍に増加するなど考えられない。 ・森林内にこれまで通りクマたちの餌源が十分あれば山から出て来ないので、森林面積が多いからと安心するのではなく山中の餌量を問題にして調べてほしい。人工林の放置やナラ枯れ、地球温暖化や再生可能エネルギー事業のための森林伐採で、クマは大打撃を受ける。 (→次項に続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
13	9	・捕獲上限割合があまりにも高すぎるが、環境省のガイドラインに沿うべきである。 環境省ガイドライン 1（危機的地域個体群）100 頭以下 捕獲上限割合は成獣個体数の 3%以下。狩猟禁止。 2（絶滅危惧地域個体群）【成獣個体数】 100-400 頭程度 捕獲上限割合は成獣個体数の 5%以下。狩猟禁止。 3（危急地域個体群）【成獣個体数】 400－800 頭程度捕獲上限割合は総個体数の 8%以下。 4（安定存続地域個体群）【成獣個体数】 800 頭程度以上。捕獲上限割合は総個体数の 12%以下。 人間との軋轢が恒常的に発生している場合、 3% 上乘せ可能。 目撃数の増加が必ずしも個体数の増加にはつながらない。以前はクマを見かけても通報しない人が多かった。 出没数の増加が必ずしも生息域の拡大や生息数の増加にはつながらない。（山の中に餌がなければ山から出て来るが、その場合、ドーナツ化現象が起きているだけで、生息域の拡大ではなく生息域の移動である）行政の仕事は、クマ数を減らすことではなく、クマが山から出て来ないようにして人身被害や農作物被害を減らすことであり、これらは必ずしも生息数と一致しない。クマが多くいても山から出て来なければいいのであり、少なくとも集落に出て来たのでは困るのである。しかも、自然界の生物数は一定ではなく増減を繰り返すのが生態学の基礎であるから、幅なく適正頭数を決めるのはおかしい。 （→次項に続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。 なお、捕獲上限割合について、環境省ガイドラインは確認しておりますが、青森県ツキノワグマ保護管理対策検討委員会において学識経験者等の意見を踏まえた内容です。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
13	9	・放獣しないと決めているが、放獣体制は必要 放獣回帰例はあるが、必ずしも回帰するとは限らない。青森でも実施してみしてほしい。 殺さなくてもいい命は可能な限り殺さないというのは、人間として当然あるべき姿である。 ・検討会や協議会に自然保護団体を入れること 青森でも検討会や協議会に、自然保護団体や教育関係者、動物愛護団体など、幅広い分野の人間を入れることで、バランスの取れたクマ政策となる。とりあえず、まず、自然保護団体を入れる所から取り組んでほしい。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
14	10	・自然生態系の中でクマが果している重要な役割が管理計画に抜けているので、冒頭に入れるべきである。 ・クマの身体に負担を掛けない方法で生息数を推定している点は評価できるが、誘引物で誘引していることから、どこまでが実際の生息数とみなしていいのか疑問である。ハチミツのにおいだけで誘引していることによるクマへの精神的な負担が考えられる。 ・大鰐（おおわに）町はクマの生息密度が高い場所であり、その中に設けられた調査実施地区内の測定値を用いて全地域のクマ生息数を推定しているため、白神山地地域の生息推定数がかなり過大推定になっていると思われる。 ・調査実施地区内で得られた生息推定数に、植林地も含む青森県の全森林面積を掛けて生息数を推定しているが、クマが恒常的に生息できるのは広葉樹林であり、全面積を掛けたことにより、実際よりかなり過大推定になっていると思われる。（青森県の針葉樹人工林率は43%） 結論として、実際の生息数は今回の公表値の半分程度であると思われる。” （→次項に続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
14	10	・行政の仕事は、クマ数を減らすことではなく、クマが山から出て来ないようにして人身事故や農作物被害を減らすことである。クマが多くいても山から出て来なければ良いのであり、数が極端に少なくても集落に出て来たのでは困るのである。山からの出没数と生息数の多寡は基本的には関係しない。 ・野生動物の行動を左右するのは、餌が全てである。 森林内にこれまで通りクマたちの餌が十分あれば、クマは山から出て来ない。昨今のクマ大量出没現象に関しては、山中の餌量に劇的な減少が起きているのではないだろうか。森林面積が多ければよいのではなく、森の中の餌量こそ調べるべきである。 ・国土総合開発や拡大造林、観光開発、リゾート開発などにより、我が国が戦後行った奥地森林破壊にはすさまじいものがある。今、人工林の放置やナラ枯れによる森林荒廃、酸性雨による菌類の消滅などが原因かもしれないが森の保水力低下、地球温暖化による昆虫の激減、再生可能エネルギー事業のための森林伐採など、クマたち奥山に生息していた野生動物たちは従来の餌場を失い大打撃を受けている。反対に、以前、過剰利用でハゲ山になっていた里山は、1970年代のエネルギー革命により使われなくなり、うっそうとした森にもどっている。これをもって、日本の森は昔より豊かになったと言われている人たちがいるが、奥山と里山の違いや、歴史的な日本列島の森の変遷を、今一度勉強していただく必要がある。クマたちの生息地であった奥山水源の森の荒廃は、山からの湧水の年々の激減をもたらしており、やがて近い将来、私たち人間の生存を脅かすものになると思われる。 (→次項に続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
14	10	行政は山からの出没数と関係しないクマ生息数推定などに予算を使うのではなく、奥山水源の森の再生とクマたちとの棲み分け復活政策実施などによる被害防除である。日本列島で人間が存続するためには、奥山から私たちが一歩下がらねばならない。 ・森の生態系の頂点に位置するクマは、山の実りが凶作で冬ごもり用の脂肪分が体内に十分に蓄えられなかった年は、受精卵を着床させず一斉に出産しない。これによって、自ら生息数を調整していると言われており、この点では人間より高度な動物である。 ・各管理ユニットにおける目標個体数（適正頭数）など、人間が勝手に決めていいのか。適正頭数算出の根拠を教えてほしい。 ・自然界の生物数は一定ではなく増減を繰り返すのが生態学の基礎であるから、幅なく適正頭数を一つに固定するのはおかしい。 ・捕獲上限は、環境省のガイドラインに沿うべきである。 ・津軽半島のクマは過去に一度絶滅しているから、生息密度をゼロにするとしているが、過去に絶滅させた反省はないのか。津軽の自然にクマは必要ないと、人間が決めてよいのか。 ・目撃数の増加が必ずしも個体数の増加にはつながらない。以前はクマを見かけても通報しない人が多かった。 ・出没数の増加が必ずしも生息域の拡大や生息数の増加にはつながらない。（山の中に餌がなければ山から出て来るが、その場合、ドーナツ化現象が起きているだけで、生息域の拡大ではなく生息域の移動である） ・頭数調整捕殺に予算や力を掛け過ぎるべきではない。 （→次項に続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。 なお、捕獲上限割合について、環境省ガイドラインは確認しておりますが、青森県ツキノワグマ保護管理対策検討委員会において学識経験者等の意見を踏まえた内容です。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
14	10	・地図上でゾーニングしても、クマにも人にも境界線がわからないので、意味がない。 集落200m以内はゾーニング上、クマ排除地域だからと、米糠などの誘引物を入れたクマ捕獲罠を年中常設している県もあるが、山中のクマを誘引して捕殺し続けているだけであり、集落にもクマにも有害な行為である。 ・放獣回帰例はあるが、必ずしも回帰するとは限らない。青森でも実施してみるべきだ。 殺さなくてもいい命は殺さないというのは、人間として当然守るべき生物倫理である。 青森でも検討会や審議会に、狩猟団体はもちろん、自然保護団体や教育関係者、動物愛護団体など、幅広い分野の人間を入れることで、バランスの取れたクマ政策となる。とりあえず、まず、自然保護団体を入れる所から取り組んでほしい。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
15	11	熊の出没が相次ぎ、駆除という言葉を目にしない日はありません。駆除・駆除・・・しかし、被害は減りません。森は餌不足が指摘され、このまま安易な管理が進むツキノワグマが絶滅する危険性があると危惧します。森には、熊の痕跡がほとんどなくなったという話を聞きます。管理の前に、生息地の調査（餌、痕跡も含めて）が必要と思われます。駆除する前に、出没をさせない徹底した努力がいると思います。ツキノワグマ等野生動物は人間にとって必要な水と空気を生み出す貴重な森林を造り育ててくれます。絶滅させてしまえば、変わるものはなく 複数の専門家の意見を取り入れた慎重な管理をお願いしたいです	記述済み	生息地の調査、ゾーニングに関しては、記述済みです。
16	12	① 津軽半島（監視区域）を管理区域とすべきである。 ② 津軽半島（監視区域）の管理目標個体数は、ツキノワグマが津軽半島の野生鳥獣生態系の頂点を維持できる頭数を確保するものとし、具体的には、「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版 環境省2022年」（以下「改定版ガイドライン」）の1. 危機的地域個体群の捕獲上限割合3%以下をあてはめ、（→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
16	12	52 (53- (53×3%以下)) とすべきである。 ③ 改定版ガイドラインに従い、津軽半島（監視区域）の管理目標個体数を以下のようにすべきである。 (ア) 下北半島 384頭 (R7推定生息数395- (395×3%)) (イ) 白神山地 1135頭 (R7推定生息数1194- (1194×5%)) (ウ) 北奥羽 152頭 (R7推定生息数160- (160×5%)) (エ) 北上山地 37頭 (R7推定生息数38- (38×5%))	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
17	13	捕殺は原則禁止にしてください。熊は豊かな森に欠かせない大切な命です。彼らを片っ端から物のように殺すのはやめてください。動物達の命を尊重し、狩猟に力を注ぐのではなく、以下にお金と労力を使ってください。 ・豊かな森（熊たちの食糧になる実になる木が沢山ある）を再生する ・人間と野生動物との境界線を強化する。 人間だけが偉いではありません。人間の命さえ守られたら、動物たちには何をしても良いという考えは根本的に間違っています。方針と考え方の転換を、切に希望します。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
18	14	県内、熊の食料であるドングリや栗などが伝染病の「ナラ枯れ」被害で酷いことになってます。（浅虫などの山を見ても茶色い枯れ木が年々増え驚くほど目立つようになりまし た）もう何年も前にナラ枯れを確認しておられるようですが広がる伝染病の被害に市や県は早急な対策を必死にされている動きがあまり見受けられません。益々、野生動物の食料が山からなくなり、来たくもない人里に嫌々降りてくる様になるのではと大変危惧しています。目撃の度に、ただ駆除していてもそれは全くもって何の解決にもなっていません。 クマや野生動物が居るべき山を（→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
18	14	“豊かな生きた山”となるよう管理し、自然の摂理で生涯生きていけるように、数年後を見越して対策していただき、駆除しなくて良い環境づくりをしてもらえるよう強く希望します。是非、熊にも人にも良い対策が出来たと全国の指標となるような結果を出して頂きたい。そして、白神山地や奥入瀬、八甲田を始めとする素晴らしい自然と動物、人との共存出来る県として有名になって欲しいです。他県の悪口ではありませんが駆除すれば良いという方法だけでは嫌悪感が募ります。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
19	15	人を襲っていない熊までやみくもに殺していくことは個人的に反対します。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
20	16	◆P22 ク 狩猟 現行の11月15日～2月15日を、11月1日から翌3月31日までに延長する計画は、以下の二つの観点から現行に留めておくべきである。 1 そもそも奥山に生息する各個体群への幼獣を含めた乱獲につながる可能性。青森では親子連れへの趣味猟および冬眠する親子もろともに惨殺する穴猟（後述）も認めていることから乱獲蓋然性は明白である。 2 狩猟者および帯同させる犬の安全性からも猟期延長は行うべきではない。 秋田県 11月1日から翌2月15日 宮城県 11月15日 ～ 翌年の2月15日 山形県 11月15日 ～ 翌年の2月15日 ★親子連れ狙い及び穴猟は禁止 岩手県 11月1日から翌年2月末日 を鑑みても青森県の延長計画は突出している。（→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
20	16	延長計画は近年の人の領域へのクマ出没の増加を契機としているのであろうが、出没分はいわばエサ不足等から下方に追いやられた天婦羅の衣であり奥山に生息する中身の頭数にさほど変化がないことは、このパブコメに参加された別の方による青森県が採用するツキノワグマの自然増加率14.5%を使用した推計への数理に基づいた批判が理に適っている。計画が記す「人の生活圏に出没を繰り返す個体や人を恐れない個体が出没することを名分とする捕獲圧の強化としての趣味猟期延長は投げやりなものとして受け止めざるをえない。また青森県では趣味猟期終了後の春季捕獲を認めていないことは是とするが、それと猟期延長は別問題である。延長計画そのものに反対するが、どうしても延長するなら例えば2月16日以降の他県銃猟者の県内への入猟を禁止したうえ、山形県同様に親子連れ狙い及び穴猟（穴グマ捕獲）への禁止を明記すべきである。 ※山形県ツキノワグマ管理計画 P19（エ）狩猟 (https://www.pref.yamagata.jp/documents/2424/kuma_saisyuu_honbun.pdf) 現行猟期間中であっても同県が記すように子連れ狙い及び穴猟（穴グマ捕獲）への禁止を明記すべきこと乱獲防止および人道を鑑みるとは言うまでもない。 捕獲後のクマ部位私物化についての項目を青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）（案）に設けるべきである。具体的には、輸入個体との流通の管理を図るべく、趣味猟にて適法に捕獲された個体へは製品化登録し目印票（製品化タグ）を装着させること、および熊胆の薬機法令に抵触した製造・販売への実質的な警告ならびにクマ肉の食品衛生法令に抵触した製造・販売への同様の警告を北海道庁に倣い青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）（案）にも言及すべきである。（→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
20	16	※北海道北海道ヒグマ管理計画（第2期） p21 5 捕獲資源の有効活用 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/2/2/1/9/6/6/2/_/ヒグマ管理計画(第2期)改定_本文.pdf ★P23 ケ 捕獲に向けた担い手の育成・確保 銃猟と難聴の因果関係は医学界からも指摘がある。それへの対応策を青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）（案）にも明記の上、例えば岐阜県高山市役所のように狩猟フォーラム参加者の方々に、銃猟による難聴症状がでる可能性をお伝えすることが要される。 狩猟者の聴覚を時系列にかかわらず損傷して何が「捕獲に向けた担い手の育成・確保」なのかと案ぜざるをえない。 「狩猟と難聴@アーカイブ」 拙文責 http://gentlethunder.sblo.jp/category/4535678-1.html ★P22 オ 個体管理（有害捕獲） 通常駆除における熊の胆などのクマ部位役得の禁止通知の必要性 青森県でもクマの通常駆除は県内市町村が設置する公務組織たる鳥獣被害対策実施隊が有事の際の公務災害補償付きでの公務として従事しておられます。 （→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見 No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
20	16	特別職の非常勤職員による物品私物化等を容認すれば、乱獲促進のみならず例えば消防団員や学校三医師会などなど多岐にわたる他の特別職の非常勤職員への役得禁止とのバランスが失われてくるとの分別の所産でしょう。鳥獣被害対策実施隊員は他の非常勤職員と同様に職務上のケガなどの有事の際は公務労災請求手続きの対象となっている事も忘れてはなりません。また役得是認のためにクマ駆除やその後の処理を非実施隊扱いにしている自治体も他の道県内には見受けられますが、業務中の咬傷や転倒事故などの有事の際に公務災害が訊かなくなる事態は避けなければなりません。青森県庁はこうした事を市町村の問題として他人事を決め込むのではなく青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）（案）に通常駆除における熊の胆などのクマ部位役得の禁止通知として明記しておくべきである。 キ 学習放獣 ＞奥山に放獣しても元の捕獲場所(人の生活圏付近)へ回帰してしまう例が報告されていること、回帰しない例もあることから、一方の現象だけで「放獣しない」と決め込む姿勢は改めるべき。 ＞、放獣先の地権者の理解を得ることが社会的に困難であること、最初からそう決めてかかるのは行政の怠慢です。実際、隣県（岩手県）では令和4年度から現在に至るまで42頭放獣しています。同県は公有林・私有林を問わず地権者の理解を得る努力をしています。 （→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
20	16	また回帰例をタテに行政努力を最初から放棄する散漫な姿勢は同県にはありません。獣医や麻酔（麻酔銃・麻酔吹き矢）に関する保健所や動物園などの専門員との連携強化についても青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）（案）への明記が要されよう。 青森県庁は学習放獣については岩手県の移動放獣が可能な個体についての移動放獣を実施に倣うべくまずは学習付け移動放獣の実験調査を行うべきである。ちなみに岩手県によると令和4年度からの3年間で40頭以上の放獣実績がある。（10月7日聴き取り）貴青森県が言う「地権者の理解を得ることが社会的に困難」は思い込みもしくは怠業の名分にすぎますまい。 ===== 参考 ※岩手県庁の模範例 （10）その他の取組状況 ア 学習付け移動放獣 ツキノワグマの非捕殺的な侵出防止対策を確立するため、平成10年度から平成12年度にかけて、学習付け移動放獣の実験調査を行い、その被害再発防止効果を検証し、平成13年3月にまとめられた「ツキノワグマ保護管理対策事業報告書－移動放獣技術マニュアル－」（以下「移動放獣マニュアル」という。）に基づき、移動放獣が可能な個体については、移動放獣を実施している。 岩手県第5次ツキノワグマ管理計画 P17 https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/053/229/kaiteikumakeikaku.pdf （→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
20	16	カ 放獣 地域住民の理解及び放獣対象地等の条件が確保でき、放獣可能な状態で捕獲できた個体については、可能な範囲において柔軟に放獣について検討する。放獣体制の整備については、放獣適地の検討等、放獣地確保の取組を実施する。また、問題個体を特定し、選択的に捕獲することが人間との軋轢の軽減に有効であることから、捕獲経験のある個体を判別するための個体標識や捕獲時の適切な学習付けを行う技術者の確保等について関係者間で検討する。 岩手県第5次ツキノワグマ管理計画 P21 参考 「岩手県も他獣檻ではなくクマ専用檻を周知」 http://gentlethunder.sblo.jp/article/189790752.html 拙文責 ※秋田県庁の悪例 「捕殺反対の圧力で放獣」と放獣他県他都市への刷り込みか@秋田県庁（拙文責） http://gentlethunder.sblo.jp/article/191458859.html ===== 現状案では根拠に乏しい秋田県庁の悪例に倣っています。模範例たる岩手県に倣うべきです。 （→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
20	16	★P28 (3) 錯誤捕獲の予防 括り罾架設禁止区域を設定し、青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）（案）へも明記すべきである。すなわちたとえば 広島県の同架設禁止区域 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/1015686_9043079_misc.pdf のように括り罾架設禁止区域を拙呈すべきである。 加えて括り罾の直径12センチ以内規制は楕円形の短径を直径となす実質直径が12センチをゆうに超える罾はつかないよう同（案）に明記すべきである。 くくりわなについてはそれが直径12センチ以下のものであっても楕円形の短径を直径と称する使用を環境省が実質的に黙認する現状では、錯誤捕獲推進への懸念から全面的に使用を禁止すべきである。 ※参考 日猟会報第47号（P5「くくり罾による人身事故増加等への措置」御参照 イラストあり（大日本猟友会HPより） http://j-hunters.com/wp/wp-content/uploads/2021/10/会報.pdf ★それから 錯誤捕獲個体からの部位所有および活用を環境省は明確に禁止しています。錯誤個体を放獣することなくやむなく捕殺する場合、捕殺担当者らによる個体からのクマ部位私物化は国も認めていないことから、役得禁止を、青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）（案）へも明記すべきである。（→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
20	16	参考 錯誤捕獲個体からの部位所有および活用を環境省は明確に禁止しています。 ===== 環境省サイト クマ類の保護及び管理に関するレポートP3 (略) 許可捕獲においても、許可対象以外の鳥獣が捕獲された場合は錯誤捕獲となり、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放獣の検討を行うこととしています。 (略) https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-report/h26report_kuma.pdf ◆ページ不明 錯誤捕獲ではなく有事の際にクマを捕獲する目的での捕獲檻に関する言及が青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）（案）には見当たりません。言及して指針を各市町村に与えるべきです。 捕獲檻に際しては以下の二つの理由で他獣捕獲に使用する鉄製檻（鉄格子）檻ではなく移動式ドラム缶檻もしくは同パンチングメタル檻（戸河内式檻・青森市が使用）が望まれる。 （→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
20	16	石川県ツキノワグマ管理計画HP https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/kuma/documents/satogumamanual.pdf P9～12御参照 そうした檻を使用する利点は以下 1・檻を取り扱う猟友会員（実施隊員）などの安全確保 2・放獣作業の利便および放獣後の生態復帰の利便（鉄格子内で歯や牙を痛めてしまう） したがって岩手県内の市町村では私が知る限り、多くが鉄製（鉄格子檻）ではなく移動式ドラム缶檻を敢えて使用しています。そして何よりも御県の青森市役所がつとめて鉄製檻ではなく名実共のクマ専用檻を使用していることから青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）（案）へもそうした檻の使用推奨を記すべきである。 ===== 参考 ※青森市役所からの昨夏（7月）での聴き取り 青森市環境政策課は環境省東北地方環境事務所からの最大二頭までの捕獲（捕殺）許可を受け6月28日、八甲田山系に4基の誘引捕獲檻を設置しました。そのうちの二基は移動式ドラム缶檻、残る二基はクマ専用パンチングメタル檻です。 （→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
20	16	※山形県も名実共の移動式クマ専用檻の推奨明記を同県管理計画にて明記 第4期 山形県ツキノワグマ管理計画 P18 (イ) 有害捕獲 (b) ~ (c) https://www.pref.yamagata.jp/documents/2424/kuma_saisyuu_honbun.pdf 青森県も山形県に倣い同様な設置に関する場所、期間、安全周知などの具体的指針を青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）（案）へ明記すべきである。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
21	17	私は、青森県におけるツキノワグマ管理計画（案）の「捕殺強化」に反対いたします。 以下に理由を述べます。 1. クマの個体数把握は困難であり、捕殺の根拠として不十分 ツキノワグマは一日に最大で約10キロもの距離を移動します。そのため、一時的な調査や局所的な観測から「個体数が増えた」と結論づけるのは極めて不正確です。科学的に確かな根拠を欠いたまま捕殺を強化することは、地域個体群の存続に取り返しのつかない影響を与える危険があります。 2. 非致死的な被害回避策を優先すべき 人里への出没を防ぐためには、捕殺ではなく非致死的手段を徹底する余地が十分にあります。たとえば、放置果樹の除去や電気柵の設置、ごみの適切な管理、住民への啓発活動などです。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
21	17	実際に兵庫県では、県と市町が連携し、放置果樹の計画的除去や迅速な対応体制の構築を進めています。また、出没増加は主要な餌であるドングリ類の凶作と密接に関係していると知事が公表しています。つまり、捕殺ではなく、餌資源や森林管理の改善こそが根本的な解決策です。 3. 環境破壊を無視した責任転嫁は不当 近年、東北地方でも大規模なメガソーラー開発や森林伐採が行われ、野生動物の生息環境は著しく縮小・分断されています。そうした人間活動による環境破壊の影響を無視し、「クマが増えたから人里に出てきた」とするのはこじつけであり、責任転嫁です。本来、人間社会が自然環境を回復・再生させる努力を優先すべきです。 4. 将来を見据えた森林政策の必要性 兵庫県が進めているように、スギなどの針葉樹からドングリ類が実る広葉樹を組み合わせた「針広混交林」への転換は、クマを含む野生動物の生息環境を安定させ、同時に災害防止や森林経営の持続可能性にも資する施策です。青森県もこうした長期的・総合的な森林政策を進めるべきであり、安易な捕殺に頼るべきではありません。 まとめ - クマの正確な個体数把握は困難であり、捕殺強化の根拠とはならない。 - 出没増加は餌資源や森林環境の問題と密接に関係しており、非致命的対策や環境改善で対応すべきである。(→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
21	17	－ メガソーラー開発など人間活動による環境破壊を無視し、責任をクマに転嫁するのは不当である。 － 長期的には森林の質を改善し、人と野生動物の共存を目指す施策が必要である。 以上の理由から、本計画案における「捕殺強化」には強く反対いたします。青森県が人と自然の共生を重視し、非致死的对策と環境保全に基づく管理へ転換されることを強く要望いたします。 追加での要望になります。 1. クマを「放獣しない」という方針は改め、放獣体制を整備して救える命は救うべきである。すでに兵庫県、広島県では捕殺を自粛するよう呼びかけており、四国では絶滅が危惧されていることから、くくり罠に掛かった熊を麻酔で眠らせ放獣している。 2. 税金で運営している以上、管理計画の協議には狩猟団体だけでなく、自然保護・教育・動物愛護など多様な団体を参加させ、バランスの取れた政策にすべきである。 3. 真の解決策は、熊が人里に降りてこないよう、人工林から実をつける落葉広葉樹への植替え、豊かな森の再生や棲み分け、人とクマの遭遇を防ぐ仕組みづくりが重要である。 以上の理由から、本計画案における「捕殺強化」には強く反対いたします。青森県が人と自然の共生を重視し、非致死的对策と環境保全に基づく管理へ転換されることを強く要望いたします。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
22	18	頭数管理の問題ですが、津軽半島でツキノワグマの管理頭数を「0」とする方針には賛同できません。 地元で暮らす者として、絶滅を前提にした計画はあまりにも性急で、自然や地域の将来にとって取り返しのつかない決断になると感じています。 確かに農作物への被害や出没の不安はありますが、原因には山の環境変化や人間の活動も大きく関係していると思います。砕石事業やソーラー発電、産業廃棄物の処理など、山林の利用が進む中で、クマが生息地を追われ人里に現れるようになった側面もあるのではないのでしょうか。 また、地域にはクマ以外にもサルなどの被害もあります。特定の動物だけを排除するのではなく、被害の実態を整理したうえで、共生のための具体的な方策を考えてほしいです。 そのためにも、地元住民や農業関係者、専門家の意見を丁寧に聞きながら、どうすれば人と動物が共に生きられるのかを模索していただきたいです。 容易に絶滅を選ぶのではなく、時間をかけてでも、共存の道を探る管理計画を強く望みます。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
23	19	私は、本計画（案）における「捕殺の強化」方針に反対いたします。以下に理由を述べます。 1. 個体数把握の不確実性と科学的根拠の不足 ツキノワグマは行動範囲が広く、日々10km以上移動することもあるため、一時的な出没数や目撃件数の増減から個体数を判断するのは不正確です。（→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
23	19	青森県内でも十分なDNA調査や広域的なモニタリングが行われておらず、「増加している」との判断は科学的根拠に欠けています。根拠が不十分なまま捕殺を拡大することは、地域個体群の遺伝的多様性を損ない、生態系全体に悪影響を及ぼすおそれがあります。 2. 非致死的な被害防止策を優先すべき 人里への出没防止には、捕殺以外の効果的な手段が存在します。 たとえば、放置果樹や放任農地の除去、電気柵の整備、ゴミ管理の徹底、地域ぐるみの啓発活動などです。兵庫県では、県と市町が連携し、放置果樹の計画的除去や迅速な対応体制の構築を進めています。青森県においても、殺処分よりも先に、非致死的対策と地域協働による被害防止策を強化すべきです。 3. 環境破壊を無視した捕殺の正当化は不当 森林伐採やメガソーラー開発、道路建設などにより、ツキノワグマの生息地は年々縮小・分断されています。こうした人間活動による環境変化がクマの出没増加に直結しているにもかかわらず、責任をクマに転嫁して「捕殺で解決」とするのは本質的な対策とは言えません。 真に必要なのは、生息環境を回復し、森と人との距離を再設計することです。 4. 森林政策と共存教育の推進を ドングリ類が実る広葉樹を増やす「針広混交林」化など、森林の多様性を高める政策は、ツキノワグマだけでなく多くの生物にとっても有効です。(→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
23	19	また、学校教育や地域講座などを通じて、クマの生態や行動を正しく理解し、恐怖や誤解に基づく排除を防ぐ「共存教育」の推進が不可欠です。 捕殺に依存する短期的対応ではなく、長期的な共生を見据えた施策を望みます。 5. ゾーニングは無意味・むしろ有害 本案にあるような地図上でのゾーニング（たとえば「クマ排除区域」「重点管理区域」など）は、クマにも人間にも「境界」が理解できるわけではなく、実効性に乏しいと考えます。むしろ、集落周辺で「クマ排除区域」との名目で誘引・捕獲罠を年中設置するような運用をすれば、山中のクマを人里周辺へ誘導し、逆に危険を増す恐れがあります。 6. 放獣体制の整備の必要性 本計画案では「放獣（再放逐）」を行わない方針が打ち出されていますが、それでも将来的には放獣可能な体制を整えておくべきです。生態系保全・遺伝子多様性という観点から、「殺さない」命を可能な限り救う選択肢を用意しておくのが生物倫理上の責務でもあります。 7. 検討会・協議会に自然保護団体等を参加させること 計画の策定・見直し・実施段階において、狩猟関係者だけでなく、自然保護団体、動物愛護団体、教育・市民団体など幅広いステークホルダーが参加できる検討会・協議会の設置を強く求めます。様々な視点が入ることで、バランスある管理方針が生まれると信じます。（→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
23	19	【まとめ】 ・ 現行案の捕殺重視方針には科学的根拠が薄弱であり、強く反対します。 ・ クマの個体数評価には科学的根拠が不十分であり、捕殺強化は正当化できない。 ・ 非致命的防除を最優先とすべきで、ゾーニングや過剰捕獲のような手法は、むしろ逆効果の懸念がある。 ・ 森林開発など人間活動の影響を無視した責任転嫁は不当。 ・ 放獣対応可能な体制整備および、検討段階から自然保護団体等を参加させる制度設計を求める。 ・ 森林政策・環境教育を通じた共存の実現を強く求める。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
24	20	私は約30年にわたって環境調査業務に携わり 東北6県と新潟の山野で鳥類と哺乳類の調査を請け負ってきました。 もちろんツキノワグマも調査対象で何度も出会い、痕跡も数多く確認、撮影もしてきました。昨今の集落や人口密集地に出没が多発している理由は決して個体数の激増では無いと考え、感じています。複数の専門家に指摘されているようにメスグマの捕獲数が増えたことによって親無し個体が人間の怖さを教育されないまま大きくなり人間のエリアに侵入している事が最大の原因だと思います。緑豊かな青森県でさえ山に餌となる樹林が少なく、福島原発事故の後、イノシシが福島で爆発的に増え北上、北上山系でも原発事故後 酪農、高原野菜の生産がストップした事によりシカの激増、分散、北上で青森県でのクマの餌不足が拍車をかけ さらに戦後植林された針葉樹が樹齢を迎え急激に伐採、スギ林を隠れ家になっている若いクマや親子グマの生息地が失われ人間の生活圏に侵入していると感じています。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
24	20	それとメガソーラーや尾根筋に建設されている風力発電もクマの生息を脅かす原因の一つになっている事は明らかです。今年はブナの大凶作とのことですがブナの豊作、不作がクマの出没と関係が無いことは既に知られていることなのにマスコミに露出する専門家が同じ事を連呼する事に不信感を覚えます。7年前?もブナの大凶作でクマの多発が専門家によって流布されましたが結局多発はありませんでした。今年は同じ状況なはずですがクマが多発しているのはやはり 母クマの過捕獲、スギ林の伐採、メガソーラーや風力発電での開発、イノシシ、シカの急増が原因で今の状況で更に捕獲数を減らせば一気に青森県のツキノワグマが絶滅の危機に瀕することは動物の調査業務に携わってきた者として心配です。ツキノワグマは生態系のピラミッドに無くてはならない生き物であり保護すべき動物ですが、人間に危害を加える可能性があるクマは駆除、又は捕獲し奥山に放獣することが必須ではないでしょうか。 動物の調査のプロとして1200頭まで減らすのは絶対あってはならない と 強く進言します。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
25	21	昨今のツキノワグマが人的被害を受けたというニュースがやたらと多すぎるのを見て、日本固有のツキノワグマが絶滅されるのではないかととても危惧してます。 秋田県では猟友会が中国人にまで狩猟免許を与え、Youtubeでは熊だけでなく、日本人の若い猟師?が野生動物を仕掛け罠を使って仕留め、 金属バットで殴る蹴る、など、およそ狩猟とは言えない見るに耐えない(事件)面白がって動物虐待をしている事例が続いてます。2年前に青森に行きましたが、青森県民は秋田県民と真逆で、青森県民は、観光客の私が行くところ行くところ皆が優しく、郷土愛に溢れ、自然を愛し、自然と共存してる県民なのだと感じました。方言が難しいけど。。。笑 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
25	21	しかし、青森県は、やたらと多い風力発電。夜でもずっとブーンと音がしてる山の頂上に並んだ光り輝く風力発電、あれがとても不気味で気になりました。風力発電は、強力な電磁波を発してます。人間の健康にも多大な被害がある電磁波。動物達は特に電磁波に敏感です。だから野生動物が山から逃げようにして降りてくるのではないかと考えます。政治家の利権で、日本全国至る所で、山を削り、中国資本の太陽光パネルが敷き詰められてます。そのせいで、山に動物達の居場所と食べ物が消え、人里に降りてくるのは当然だと考えます。これは中国による日本侵略です。 これ以上、風力発電も太陽光パネルも狭い日本に不要です！！ 青森県には、十和田湖を全面管理して欲しいと思うほど、秋田県は、自然を人々の健康を大切にする考えが非常に希薄な県だと思いました。県外から来た観光客を睨みつけ、農薬や除草剤を使いまくり、子供達の健康そっちのけで放射線育成米まで作るなど、目先の金稼ぎ小遣い稼ぎしか考えない、とてもさもしい県民性です。どうぞ、日本固有のツキノワグマを守って欲しい＝熊を守るは日本の豊かな自然を守ること。未来の子供達のために、青森県だけでも、ツキノワグマを守って欲しい。青森県には、美しい十和田湖、白神山地を守って欲しいです！！ 県民には、無闇に山に入らないことを徹底してください。山菜とり、キノコとり、とか、わざわざ熊を探しに行くような行為を止めるように徹底して欲しい。 なぜ、この時期にわざわざキノコ取りに山に入る人がいるのか？スーパーで買えば良いだけ。その度に、クマに遭遇した！熊怖い！熊怖い！の連発。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
25	21	やたらと多い熊目撃情報者達にも、どこからか？補助金もしくは謝礼金でも出てるのか？？？自民党は、コロナ怖い！ワクチンを打ちましょう！というSNSインフルエンサーに金をバラ撒いてました。熊の問題も、必ず裏があると思ってます。これは日本の存続危機に関わる問題です。熊が日本から消えれば自然は再生できません。自然が消えれば人間も住めません。今の中国を見れば分かる通り、彼らは完全に中国本土の自然を破壊し尽くし、雑草さえ生えない痩せた土地になってしまい、その為に日本の自然豊かな土地が欲しくて欲しくて堪らないのです。どうか、縄文文化と深い青森県だけでも日本固有の熊を守って欲しいです。お願いします。その為なら、クラファンでもなんでも青森県を応援します。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
26	22	私は、青森県「第一次ツキノワグマ管理計画（案）」における捕殺強化方針に反対いたします。ツキノワグマは広範囲を移動するため、目撃件数や一時的な出没状況から個体数を判断するのは不正確です。科学的根拠が不十分なまま捕殺を拡大することは、地域個体群の存続に深刻な影響を与えるおそれがあります。出没防止には、放置果樹の除去、電気柵整備、ごみ管理の徹底、地域啓発など、非致死の対策を優先すべきです。また、森林伐採やメガソーラー開発など人為的要因による生息地の分断こそ、クマ出没の根本的原因です。さらに、ゾーニングは実効性に乏しく、誤った運用によりクマを人里に誘引するおそれがあります。放獣体制の整備と、今後の協議会・検討会に自然保護団体など多様な立場の参加を保障することを求めます。青森県が捕殺に依存しない、科学的根拠と共存理念に基づく管理へ転換されることを強く要望いたします。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
27	23	私は、青森県におけるツキノワグマ管理計画（案）の「捕殺強化」に反対いたします。以下に理由を述べます。 1. クマの個体数把握は困難であり、捕殺の根拠として不十分 ツキノワグマは一日に最大で約10キロもの距離を移動します。そのため、一時的な調査や局所的な観測から「個体数が増えた」と結論づけるのは極めて不正確です。科学的に確かな根拠を欠いたまま捕殺を強化することは、地域個体群の存続に取り返しのつかない影響を与える危険があります。 2. 非致命的な被害回避策を優先すべき 人里への出没を防ぐためには、捕殺ではなく非致死的手段を徹底する余地が十分にあります。たとえば、放置果樹の除去や電気柵の設置、ごみの適切な管理、住民への啓発活動などです。 実際に兵庫県では、県と市町が連携し、放置果樹の計画的除去や迅速な対応体制の構築を進めています。また、出没増加は主要な餌であるドングリ類の凶作と密接に関係していると知事が公表しています。つまり、捕殺ではなく、餌資源や森林管理の改善こそが根本的な解決策です。 3. 環境破壊を無視した責任転嫁は不当 近年、東北地方でも大規模なメガソーラー開発や森林伐採が行われ、野生動物の生息環境は著しく縮小・分断されています。そうした人間活動による環境破壊の影響を無視し、「クマが増えたから人里に出てきた」とするのはこじつけであり、責任転嫁です。本来、人間社会が自然環境を回復・再生させる努力を優先すべきです。（→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
27	23	4. 将来を見据えた森林政策の必要性 兵庫県が進めているように、スギなどの針葉樹からドングリ類が実る広葉樹を組み合わせた「針広混交林」への転換は、クマを含む野生動物の生息環境を安定させ、同時に災害防止や森林経営の持続可能性にも資する施策です。青森県もこうした長期的・総合的な森林政策を進めるべきであり、安易な捕殺に頼るべきではありません。 まとめ - クマの正確な個体数把握は困難であり、捕殺強化の根拠とはならない。 - 出没増加は餌資源や森林環境の問題と密接に関係しており、非致死の対策や環境改善で対応すべきである。 - メガソーラー開発など人間活動による環境破壊を無視し、責任をクマに転嫁するのは不当である。 - 長期的には森林の質を改善し、人と野生動物の共存を目指す施策が必要である。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
28	24	〃熊の個体数を削減する管理目標に反対します。理由と疑問点は下記になります。 1. 環境省の計画書には「今後もクマ類の分布拡大地域では個体数のさらなる増加が見込まれる」と明記されていますが、分布域の拡大が直ちに個体数の増加を意味するとは限りません。ブナなど熊の主要な食物が凶作となった年には、雌の繁殖率が低下することが複数の研究で指摘されています。過去20～30年を見ても、凶作または大凶作の年が圧倒的に多く、繁殖環境は安定していません。さらに、性別や年齢を問わず無差別に捕殺が行われているため、繁殖可能な雌の個体数が減少し、今後の繁殖率が著しく低下する可能性があります。各分布域において、科学的根拠に基づいた検証が必要です。(→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
28	24	2. カメラトラップによる個体識別法に基づく推定生息数には、信頼性に疑問があります。絶滅危惧地域個体群に属する下北半島の個体まで捕殺対象とするのは論外ですが、それ以外の地域でも、推定よりも実際の個体数が大幅に少ない可能性があります。すでに近親交配が始まっている懸念もあります。今後、調査方法を簡易なカメラトラップに限定する理由についても、科学的な根拠が不明です。調査手法の後退は避けるべきです。海外の高度な科学的統合モデルを参考にすべきです。 3. 津軽半島にかつて熊が生息していなかったとする結論は時期尚早です。遺伝的価値の高い個体が生息している可能性もあり、半島に属する熊は希少であることから、積極的に保護がすべきです。 4. 白神山地は世界自然遺産に登録されており、熊はその生態系の維持に不可欠な存在です。熊の個体数が著しく減少した場合、世界遺産登録の継続にも影響を及ぼす可能性があります。 5. 柿や栗などの誘引物の除去は、全額公費負担で実施すべきです。空き家については、地権者の同意がなくても伐採を可能とする条例の整備が必要です。電気柵については、果樹園や農作地など広範囲に設置を義務付け、財源にはふるさと納税などの活用を検討すべきです。 6. 誘引物の除去や電気柵の設置に協力した住民に対しては、桜の木や希望する苗木・花の苗などを提供するインセンティブ制度を導入すべきだと思います。 7. ブナが凶作となる年に熊が里へ下りてくることを防ぐため、緩衝地域に柿や栗の木など広葉樹の代替となる樹木を植栽する施策を検討すべきです。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
29	25	ツキノワグマ管理計画(案)「捕殺強化」に強く反対致します。捕殺ではなく、共生共存の道を探るべきです。人間の活動によって、森林開発やメガソーラー建設等が進み、ツキノワグマをはじめとする野生動物の生息地が奪われています。その結果として、熊が人里に出てくるケースが増えていると考えます。原因を作っているのは人間側であり、問題を「熊の存在」そのものに転換してはいけません。駆除ではなく、例えば電気柵の設置や地域ぐるみのゴミの管理徹底、熊が人間を避ける様な環境作り(音、光などの対策)など、襲われない出沒させない為の予防策を強化することが大切だと思います。また、メガソーラーを含む開発事業が自然環境を破壊し、熊の生息地を狭めている事も重大な問題です。こうした開発の影響をきちんと調査し、熊をはじめとする野生動物の生息地保全を最優先に考える施策を求めます。ツキノワグマは青森県の豊かな自然の一部であり、私たち人間が守り、共に生きていくべき存在です。一時的な駆除ではなく、長期的な共存の仕組み作りを強く望みます。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
30	26	P1 2管理計画策定の目的及び背景 (1) 管理計画の目的 「本県では、近年、ツキノワグマの出沒件数が増加傾向にあり・・・」 増加傾向だから相手を倒すという考え方に陥ってしまうのではなく、なぜ「憎悪か傾向」に見えるのかという背景を突き止めることが、重要な基盤だと思います。 その背景には、 ・昨今のスマホの普及から動画の撮影回数がSNSで出回る。 ・風力発電・メガソーラでツキノワグマの棲息地が奪われている。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
30	26	・研究成果のための、餌付けを使う「ヘア・トラップ調査」で、ツキノワグマが誘引されて出てくる。 ・森林の手入れがされていない。 ・生息数の計算式が上限値が高くなるように設定されている。 などの背景を改善していくことが、まず基盤だと思います。 P3 6 ツキノワグマに関する現状 （１）生息環境 イ気候と森林 ◇森林 ・兵庫県の斎藤知事が、７月２３日に青森で開催された全国知事会で指摘されている通り、青森県の分収造林事業による負債を国の森林環境譲与税を投入して公費で運営できるよう林野庁に求めている（平成２４年の衆議院の質問書には、青い森農林振興公社が約三百六十七億円の負債を抱え、民事再生法の適用を申請したとされています）ツキノワグマや野生動物が生息できる豊かな森林にしていきたいと思います。 P7 （３）生息状況 【図－５】 ・下北・白神山地で行われる餌付け誘引「ヘア・トラップ調査」との関連性と、下北ウィンドファーム、(→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
30	26	下北西部風力発電事業、ユーラスエナジーのメガソーラ等の乱立の影響が強いことは一目瞭然であり、現在のアメリカ政権で時代遅れとされている再エネ事業を見直し、ツキノワグマの棲息地を守ることが重要です。これは、熊だけではなく、人間も恩恵を受ける水や土に関することにも関わってきます。 P17 9基本目標を達成するための施策 (1) ゾーニング管理 (2) 生息環境管理 ・結果としてツキノワグマを特定地域に閉じ込め、その中で縄張りから出されたツキノワグマが市街地に降りてくると、また命を奪う形になります。広大な土地の欧米を真似ようとしているのかもしれませんが、狭い日本では対策にならないと思います。P19(3)被害・侵入防止対策にある通り、侵入口を見極める人材を育て、侵入口に有刺鉄線や電気柵で「ここは入れない」と熊に学習させることが重要です。岡山理科大学の辻維周教授が開発した「くまどん」という熊が嫌がる周波数で侵入を防ぐ方法がありますので、ぜひ、今の時代にあったこのような最先端の技術で倫理的な対応をしていただきたいと思います。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
30	26	P22 (4) 個体管理 キ学習放獣 ・熊や野生動物は、恐ろしい目に遭うと、二度と近寄りませんが、毎回計画書には「奥山に放銃しても元の捕獲場所（人の生活圏付近）へ回帰してしまう例が報告されていること」と記述されていますが、その事案の具体的な例を掲載し、放獣のどこに問題があったのかを検証することが今後に繋げることだと思います。例が挙げられていないということは、放獣は面倒なので、机上の空論で戻ってくると記載されているものではないでしょうか。 ク狩猟 ケ捕獲に向けた担い手の育成・確保 近代的社会において、生業で狩猟をしている方はほとんどいないと思います。趣味狩猟による個人欲望の暴力的なSNS（命を奪った亡骸の写真と暴力的な言葉で）投稿や、ジビエ利権の増長、外国人にも狩猟免許の門戸を広げているので、国家総動員法のある国の外国人においては、日本人の安全問題に発展します。石器時代のような対策ではなく、世界的に見て、動物の権利が重要視される近代においては、防除柵対応や周波数対応での防除をすることで、県に対するイメージを向上させることが、最終的に経済発展につながると思います。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
30	26	P22 9基本目標を達成するための施策 (4) 個体管理 ク狩猟 「近年は、人の生活圏に出没を繰り返す個体や人を恐れない個体が出没するなど」は、人間が餌付けやゴミの処理を怠っている理由からで、野生動物がそう簡単に人に慣れることはないです。「人馴れしているから危険」ではなく、人間側に対する指導が必要です。熊は人を避けて生活しており、突発的に人と出会うと、攻撃してくるので、人間側の注意と心構えとして、50年以上ヒグマ研究をされ、ヒグマ研究の第一人者である門崎允昭博士の啓発を添えますので、ご承知おき頂きますと幸いです。 ↓ その① 熊の生息地に行って熊に襲われる場合の対策。 ホイッスルと鉈を携帯し、熊に自分が気づかれる前に、自分が熊の存在に気づくような歩き方をすること。 (1) 熊の生息地に入域しての事故対策；熊との遭遇を避けるために「ホイッスル」を携帯するように啓発する事。鈴、ラジオは風や流水が強いを聞こえない故、不適 (2) 鉈の携帯を推進する事。熊類は分類学で猛獣であり、人を襲い食う事がある故。アイヌは熊対策として、両腰にタシロとマキリ（鉈）を携帯していた。熊は刃物で反撃され、己の身体に少しでも血が出るような傷を受けると、人を襲うのを止める特性がある。 (3) 但し、銃で撃ち損じた猟師には、猟師が死に至るまで顔を攻撃する。 (4) 熊は人を襲う時、抱きついて襲うので、柄が長い刃物は不適である。銃器以外では、鉈が最適である。(→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
30	26	その② 熊 が里や市街地や放牧場、農地、果樹園、養魚場等出没して、住民に不安、被害を与える・・・有刺鉄線柵を設置する。熊の生息圏と人の居住圏を分離する以外、有効な対策は無い。高速道路では、全線に柵を設置しているではないか。そんな、大げさな柵でなくて、いいのである。有刺鉄線を、地面に1本と、地面から、40cm間隔で、4本、張れば良いのである。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
31	27	(1) クマを捕獲し個体数調整をしても、人身被害や農作物の被害は減少しない事は、近年の他県での状態をみても明らかです。捕獲に頼らない対策をすすめるべきです。 (2) 白神山地ブロックで200頭以上も捕獲する発想は考えられません。世界自然遺産はツキノワグマの生息地という事も含めて登録されています。世界遺産の登録地である自覚を青森県は持つべきです。 (3) 全国的にみても、クマが里に下りてきている要因は、奥山も含めて餌資源が不足している事と、クマにとって、人間やその居住地付近が怖い存在でなくなっている事が主な要因です。里に近づけない方法として、犬による追い払いは非常に有効な手段です。集落ごとに行政も協力し対策を進めるべきです (4) 今回の管理計画の根拠となる推定生息数は、その根拠も公表されていない事も含めて信用する訳にはいきません。生息数については、完全に把握できないとしても、もっと長期に渡り調査し、その精度も十分に上げた上で、管理計画を策定すべきです。 (5) クマの生息数を少なくすれば、被害が減るという考えは科学的ではありません。まず防除のために出来る事を優先し、その予算をしっかりとつけて、実効性のある防除を行ってください。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
32	28	ツキノワグマの出没範囲が広がったのは、メガソーラーや風力発電の開発、気候変動など生息地の破壊が原因で、本来棲めるはずの山で暮らせなくなっているからです。また、餌になるものを置き、人間が熊を誘き寄せていたりもするのに、目撃件数で個体数を予測し、増加しているなどと言うのはあまりにいい加減です。もっと正確に個体数や生息地の問題を調査研究していただき、熊を殺すことに税金を使わず、熊が街に出て来ないよう対策するなど、古来からいるツキノワグマと共生するために税金は使ってください。 樹木の種類が多く豊かな森になっているのは、熊が貢献しているからであり、健全で豊かな自然環境に熊は必要不可欠です。利権の絡んだ環境省の愚策に同調せず、青森県としてまともな政策を行ってください。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
33	29	○ 概ね、理知的な計画だと思う。 ○ P1 (2) 管理計画策定の背景 広葉樹林率約42%を100%に近づける。林業に利用する人工林以外は広葉樹林に戻し、クマの生息地を確保する。 ○ P15 7 管理の基本目標 に賛成。 基本目標に、青森県で日本で、ツキノワグマを絶滅させないという基本理念を掲げて欲しい。 安定的な地域個体群の維持は豊かな水源の森の維持で生態系の保全・自然環境の維持・国土の保全につながる。それは、野生生物のためばかりでなく、人間の生存に関わる重要な問題である。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
33	29	「クマの生息場所を確保し、地域ごとに緩衝地帯を設けるなどのきめ細かな対策が必要です。様々の立場の人が正しい知識を持ち、地域ぐるみで対策・管理に取り組むことで、ヒトとクマのより良い共存関係を築いていけると思っています。」 北海道大学の坪田敏男教授 “○ 地域住民への「ヒトとクマの共存関係」の必要性・重要性を周知徹底しないと本計画も効果を発揮しない。” “○ p15 8 保護ユニットごとの方針 (1) 下北半島 レッドリスト2020に載っており、近親交配による生殖力低下が絶滅につながるから、必要に応じた捕獲は他に選択肢がない場合に限定する。被害・侵入防止対策の実施を最優先とする。 (2) 白神山地 被害・侵入防止対策の徹底。これまでの常識が通用しない場合がある住民の意識のアップデートや新常識（農作物の管理方法・ゴミ対策等）を周知。 (3) 北奥羽 岩手県と接しているので、生息数が二重にカウントされている可能性がある低密度に抑えるのは絶滅の不安を感じる。森林の開発・転用などで生息地を分断し点在させない。山地と人の生活圏間の緩衝地帯を広くとり行政が適正に管理し、個人任せにしない。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
33	29	(4) 北上山地 岩手県と接しているので、生息数が二重にカウントされている可能性がある低密度に抑えるのは絶滅の不安を感じる。気候変動やナラ枯れなど予測不能な生息環境の急な悪化、太陽光発電・風力発電などの山林開発による生息環境の喪失もあるので、絶滅しない数値を多く見積もった方がよい。 (5) 津軽半島地域 P 2 図-1では広大な森林地域があるのに、監視区域なのは理解できない。過去に絶滅した原因分析は済んでいるのだろうか？他地域でのヒトクマ軋轢の対策が有効なら、本地域での生息も可能なのではないか？絶滅を回避する為に生息地を確保するのはヒトの責務である。クマが100～200km²移動して、遺伝子の交配が潤滑に行われるような環境作りが求められる。 ○ 9 基本目標を達成するための施策 (1) ゾーニング管理 に賛成。 戦後の拡大造林計画の失敗に鑑み、人工林を広葉樹林地に改良し、コア生息地を拡大する。緩衝地域にはクマのエサとなる樹種を植樹する。人工林は山麓の管理強化地域に順次移植する。排除地域に出没する原因の分析と追及を強化し、それによって得られた知見に基づいて、緩衝地域・管理強化地域の在り方を試行錯誤で改良する。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
33	29	(2) 生息環境管理 ア コア生息地 狩猟活動や開発行為の規制などの法的な保護を講じていく、に賛成。現状の広葉樹林の伐採は基本的に禁止して欲しい。 人工林・人工物の設置は景観も悪い。原風景を破壊し、地域住民の心理的損失は 金銭に換算し得ない。 イ 緩衝地域 里山林の利活用を図り に賛成。但し、維持管理は地域住民任せにせず行政が恒常的に俯瞰的に関与するのがよい。 ウ 管理強化地域 農地は管理し易いよう圃場整備・大規模化し耕作放棄地の整備や里山林へ転用。農地が適正に管理できているか、行政が定期的にチェックする。 エ 排除地域 集落環境診断等 ↑地域住民に以前の常識が通用しないこと、説明会・チラシ・戸別訪問・学校教育などでアップデートしたものを周知徹底。行政が関与し住民任せにしない。誘引物の取り扱いは、アメリカ・カナダのクマ対策や日本の山小屋のクマ対策を参考に自治体職員は研修を受け、住民に指導する。 ○ p 19 (4) 個体群管理 ア 目標個体数の設定 約1,200頭程度を目安に管理を進める、には反対。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
33	29	専門家からも「生息数が増加傾向にあると考えられる」とよく聞くが増加しているかどうかは誰も知らない。確かなのは、出没件数と人身被害件数が増えていること。全頭 I C タグを付けて管理していないし、地域や県をまたいで活動するクマはカメラトラップで二重にカウントされている場合もあるだろう。人工林・ゴルフ場建設・農地住宅地の拡大・再エネ発電設備建設・ナラ枯れなど生息環境が縮小し悪化しているのに増加する理由が理解できない。本当に生息数の増加と断定し、生息数管理してよいのだろうか？ ○ P22 キ 学習放獣 生息数が激減する 判明した後では遅い。国有林への放獣を選択肢に入れて欲しい。長野県安曇野市の山小屋燕山荘主人の学習放獣の経験談を参考にして欲しい。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
34	30	熊は分布が拡大したから市街地に降りてきたものではありません。そうならざる理由があるからです。青森では5年の間に推定生息数が1.37倍になっているから生息数を減らすなど、間引きする事で目標個体数の目安とするのはあまりにもアバウトすぎると思います。樫、椎、檜の広範囲な枯れ死は今後も続く可能性があります。ソーラーや風力などで木々が伐採され、すみかを追われたり、親を殺された小熊が里へ来る頻度も多いと想定されます。 そんな中、街に来た熊は全て捕殺するというのは、八甲田、白神、岩木の山々と暮らしてきた青森県民には受け入れがたい事です。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
34	30	住民を守るためであれば、熊が街にいる事をつたえ、住民が熊と遭遇しないよう気をつけてもらい、捕獲して山に帰す。県は絶滅危惧種の鳥類などに対し、ゾーニングなどで守る立場をとってくださっています。月の輪グマもいつ絶滅になるか、生息数が激減してからでは手遅れになります。せめて学習放獣はしないと決めず、捕獲した熊は奥山に帰すよう努力して頂きたいです。17ページ、9-2にある生息環境管理は素晴らしいと思います。ぜひ予算をしっかりと付けて未来の青森県を守っていただきたいと思います。山では生態系の頂点にいる熊がいなくなるような青森県になってはいけないのです。取り返しのつかない事にならないよう、次世代に繋げる自然を守っていただきたいと強く願っております。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
35	31	●科学的で計画的な管理対策を実施するためとあるが、一番科学的であるべき「生息状況」の生息動態調査内容が、個体識別を行わない簡易カメラトラップ調査を実施し、撮影頻度か生息動態（増減傾向、捕獲等の影響）の把握をすると云うのは、いかがなものかと思います。 ・カメラの設置場所や、設置方法（誘引物の使用の有無を含む）、設置（撮影）方向の明記公表も無く、その結果は生息状況を示す根拠に乏しいと思います。” ●生息域を含む周辺の環境変化に対する記載が乏しい。 ・昨今の再エネ推進による設備等の配置を明記すべきです。 ・設備等とは、設備設置のために手を加えた場所（設備までの道路設置箇所や、資材置き場等のために用地転用した場所等を含む）の明記 ・各地域毎にこれらをひとつに書き込んで全体像を掴む必要があると思う。 ・各地域の植生の記載や、育成状況についても情報が乏しいです。 （→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
35	31	●目撃情報や被害状況から、ツキノワグマの生息場所が里地や林縁部に拡大していることが示唆されており、人が日常生活の中でツキノワグマと遭遇するリスクが高まっている。から「有害捕獲」ということなのだと思うが、ワナで捕獲する際には何らかの誘引をしているので、結果的に人里に誘引していることは否めない。また、林縁部に拡大とあるが、「移動」しているとも考えられる。 これらを勘案すると、個体数の増加を示す根拠にはなり得ない。 ●【図―16】ゾーニング管理における地域区分イメージ図について。 ・コレを見ると、コア生息地には沢山生息しているかのような錯覚を覚える。 ・コア生息地の植生や環境が不明確です。エサやねぐらとなる樹木がどの程度あり、その育成状況を把握しているのでなければ、コア生息地の根拠に乏しいと言わざるを得ないと感じる。 ・このような根拠に乏しい単純なゾーニングをしてはならないと考える。 このような対策では、根本的な状況把握が不適切であると言わざるを得ない。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
36	32	私は、青森県におけるツキノワグマ管理計画（案）の「捕殺強化」に反対いたします。以下に理由を述べます。 1. クマの個体数把握は困難であり、捕殺の根拠として不十分 ツキノワグマは一日に最大で約10キロもの距離を移動します。そのため、一時的な調査や局所的な観測から「個体数が増えた」と結論づけるのは極めて不正確です。科学的に確かな根拠を欠いたまま捕殺を強化することは、地域個体群の存続に取り返しのつかない影響を与える危険があります。 （→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
36	32	2. 非致命的な被害回避策を優先すべき 人里への出没を防ぐためには、捕殺ではなく非致死的手段を徹底する余地が十分にあります。たとえば、放置果樹の除去や電気柵の設置、ごみの適切な管理、住民への啓発活動などです。 実際に兵庫県では、県と市町が連携し、放置果樹の計画的除去や迅速な対応体制の構築を進めています。また、出没増加は主要な餌であるドングリ類の凶作と密接に関係していると知事が公表しています。つまり、捕殺ではなく、餌資源や森林管理の改善こそが根本的な解決策です。 3. 環境破壊を無視した責任転嫁は不当 近年、東北地方でも大規模なメガソーラー開発や森林伐採が行われ、野生動物の生息環境は著しく縮小・分断されています。そうした人間活動による環境破壊の影響を無視し、「クマが増えたから人里に出てきた」とするのはこじつけであり、責任転嫁です。本来、人間社会が自然環境を回復・再生させる努力を優先すべきです。 4. 将来を見据えた森林政策の必要性 兵庫県が進めているように、スギなどの針葉樹からドングリ類が実る広葉樹を組み合わせた「針広混交林」への転換は、クマを含む野生動物の生息環境を安定させ、同時に災害防止や森林経営の持続可能性にも資する施策です。青森県もこうした長期的・総合的な森林政策を進めるべきであり、安易な捕殺に頼るべきではありません。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
36	32	まとめ - クマの正確な個体数把握は困難であり、捕殺強化の根拠とはならない。 - 出沒増加は餌資源や森林環境の問題と密接に関係しており、非致命的対策や環境改善で対応すべきである。 - メガソーラー開発など人間活動による環境破壊を無視し、責任をクマに転嫁するのは不当である。 - 長期的には森林の質を改善し、人と野生動物の共存を目指す施策が必要である。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
37	33	まず1ページ目です。 (2)管理計画策定の背景 2023年(令和5年)にクマの出沒件数が突如増えたことについて、この理由について全く書かれていないのですが、その点は原因究明はしていないのでしょうか？その原因こそ、改善すべきポイントではないのでしょうか？	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
38	33	4 管理計画の期間 2025年11月1日から2032年3月31日まで 7年ありますが、その間に徐々に頭数を減らしていくということでしょうか？その数字の意味合いはなんのでしょうか？	記述済み	計画期間に関しては、記載済みです。
39	33	p:5 ・個体数はどうやって調べているのですか。確実な数字なのですか？ 同じ個体が何度も映っている可能性はないのですか？ 3度映っているうちの2回が同じ個体だった場合、 3分の1を殺す計画を実施すると、クマの数は最初の3分の1になってしまいますね。もっと殺す数を少なく設定すべきでは？（→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。なお、個体数は、カメラトラップ法により、クマの胸元にある白い模様を撮影し、その画像を分析することで個体数を推定しています。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
39	33	・3年間かけて調べた結果と、1年だけで出した結果ではどんな違いが出る危険がありますか？ ・95%信頼区間下限値、とはどういう意味の数値ですか？	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
40	33	”p. 12 ・生息数の増加や分布域の拡大から、被害報告がない場合であっても被害が発生しているものと考えられますが、せっかくデータをとっているのであれば、その通りの数字でいいのではありませんか？昨今のスマホの普及で、誰でも黒いものを見たらクマだ！と、どこからでも電話できる時代です。クマにやられた、とウソをつく子供もいるくらいです。報告のあった数を記録すべきだと思います。” ”p. 15 (1) 下北半島保護管理ユニット 絶滅危惧種に近い種を保有している地区ですが、もう今年に入って100頭以上殺したと聞いています。殺しすぎではありませんか？田舎に行けば行くほど、自然保護に対する意識は低くなります。市役所にも自然保護課などありません。こうしたユニットへの指導などは県でしていただけるのでしょうか？ぜひしていただきたいです。 ※他の地域に対しても同じです。” (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
40	33	p. 16 (5) 津軽半島地域 一度絶滅した地域だということですが、絶滅したということは、本来生息していた地域だということですね。オオカミは最後の1匹まで殺されてしまったのでニホンオオカミは再び帰ってはきません。津軽のクマはまた自然に戻ろうとしているのであれば、人間が侵した誤ちを自然が元に戻そうとしているのであって、再び生息地に戻るのが自然ではありませんか？ なぜ人の都合で恒久的に定着させないようにするのでしょうか。 p. 17、18 (1) ゾーニング管理 (2) 生息環境管理 「地域個体数の維持を図るため、良質な広葉樹林の保全や、各地域区分に応じた環境づくりを中長期的な観点から進める」 素晴らしいです！！ はっきり言って、これが1番できていないから日本中のクマや動物たちが餌を探し求めて行動範囲を広げているのです。森を豊かにすれば下には降りてきません。 今年の下北半島はナラ枯れが多発していて、夏から茶色くなった木が痛々しく点在しています。読むと、書いてあることはとっても頼もしいのですが、むつ市は何か対策などしてしてるのでしょうか？ご指導お願いしたいです！ (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
40	33	p. 20 クマの出没が騒がれ出したのが2023年、記録的な猛暑により、新潟の田んぼがひび割れ米は高騰し、ブナは早いうちから大凶作と新聞が報道していました。 その翌年はちゃんと梅雨があったのでドングリも実がなり、クマの出没もさほど騒がれませんでした。そして今年。またもや過去最高記録を更新する猛暑、そして雨のなさ。梅雨の時期に雨が降らないと花が咲かず、実はなりません。今年も森の木の実は大凶作でした。 クマだけではないんです。私の住む下北では、サルも農作物を荒らしています。海では帆立の9割が海水温の上昇のため死滅しています。普段は全く姿を見せないリスも、今年は多く車道で轢かれています。全ては、地球温暖化がもたらす異常気象が原因で、自然界のバランスが崩れて、今まで餌にしていた木の実やプランクトンが激減していることが原因になっています。そのことについて目を向けないといけないと思います。 クマの目撃数＝クマの頭数ではないということです。 餌がないから里に多く降りてくるのです。 頭数を1200にしたからといって、2017年から2019年の頃の被害に戻るとは限りません。 その年に、山に餌がなければ何頭だろうが、クマだろうが、サルだろうが、餌を探しにやってきます。ですから、殺す数を多くしたとしても、それに比例して被害が減るわけではないということです。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
40	33	温暖化を止める。これが、クマの出没だけでなく、米の高騰、台風、豪雨、竜巻、豪雪、山火事、海水温の上昇、など、最近のニュースに上がる多くの問題の原因です。 なぜそこに目を向けないのでしょうか???たぶんその理由は、我々人間にあるからです。人間の生活習慣が温暖化をもたらしているからです。だから我々はそこに目を向けようとしな。しかし、クマの出没の根本的な解決に至るには、そこに目を向けるしかないと思います。 p. 22 近年、人を恐れないクマが出てきているとのことですが、親を殺された子グマは親から人間の怖さを教わることもできず、フラフラと人里に降りてくるという話を聞いたことがあります。それも、人間の手によってそういうことになってしまっているということでは。むやみやたらに、自然に手を出すのは本当に良くないと思います。自然バランスを人間が壊すのは良くない。畏怖の念を持って接しないと。クマ出没の事態を招いているのは地球温暖化による餌不足です。山が豊かな実りを抱えていれば、動物は降りてきたりしませんよ。 原因をしっかり見つめて、根本的な解決に向かっていく必要があるし、それを期待しています。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
41	34	P21～22 津軽半島の取り扱いについて 1度絶滅していることを鑑み、当該区域に置けるツキノワグマの生息密度はゼロに近づけると共に、恒久的に定着させない→絶滅を目標に殺していきたいということと思いますが、非常に自分勝手な理屈で、自然は常に変化しているという視野に欠けていると思います。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
41	34	P22 学習放獣 当計画の期間中において学習報酬を実施しないこととする→数が多いとか関係ないので、放獣をしてください。元の場所に帰ってきてしまう例があるのは確かにそうでしょうが、帰ってこない例も多々あるわけですし、学習の仕方に問題がないかも検証しながら行ってください。地権者の理解が得られにくいということですが、そもそも得られる努力をしているのか教えてください。安全な放獣作業は無いのは確かですが放獣をしている人たちも多くいるわけですので、経験を積んでいただきたいです。錯誤捕獲は必ず放獣してください。 P23 捕獲に向けた担い手の育成確保 狩猟免許は、外国人と帰化1世には許可しないでください。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
42	35	ご存知のように、奈良では紀伊半島区域でツキノワグマの生息が確認されています。奈良県はスギ・檜など戦後の拡大造林による人工林が非常に多く、下草の生えないその場所には野生動物の食べ物がないため、限られた自然の森に生息していました。近年のナラ枯れ、開発による自然林の伐採により棲家・餌がなくなり里山へ降りて来るようになり、今まで出役していなかった地域で目撃され事の深刻さを感じています。日本で、自然が多い青森県でツキノワグマがなぜ目撃が異常に増え、被害が出て管理計画案が必要になるのでしょうか。ツキノワグマは日本古来から奥山に生息し、平成になるまで人が合うこともできないほど神聖な野生動物であり、餌は木の実、植物、昆虫などその巨体から想像できない食生活。臆病でとても頭が良く人間と同じくらい子供を大事にして教育する動物だと研究発表されています。そのようなツキノワグマがわざわざ危険を顧みず里に降りて来る、人を襲うなど異常な行動をする、その理由を明らかにし対処して頂きたいです。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
42	35	青森県も国土開発・拡大造林・観光開発など大自然の破壊、温暖化により餌となる昆虫が少なく、受粉せず実がならない、クマは山に餌があれば出てこないのです。里に降りて来ているのは個体数が増えたからではなく、山に餌がなくドーナツ化現象により生息域の移動です。生息推定数が過大推定なのも問題です。適正頭数算出の根拠を明らかにしてください。ツキノワグマの補殺上限が高すぎこのままでは日本のツキノワグマが絶滅してしまいます。絶滅危惧種であるツキノワグマは日本の宝なのです。日本オオカミを絶滅してしまったことで生態系が崩れ、今度は深い山の奥にいたクマまで絶滅させてしまう、クマの住む森は日本の豊かな水源を貯えた森なのです。クマの住む森がなくなるということは水がなくなるといことです。日本の自然豊かな青森県を守るためにもクマが棲める森が必要です。2023年の東方地方は、山の実りが大凶作で餌を求め山から大量出没。大量補殺しているのに、それで個体数が増えると考えられない。また。クマの受胎は餌に大きく左右され十分な栄養が取れなければ受精卵を着床させず出産しない。なので生息数の計算式には当てはまらない。増加していないと考えるべきです。2024年環境省がクマを指定管理鳥獣指定し、管理計画を作れば国からの交付金が出ることになったことも今回の管理計画作成になっていると考えられる。2025年連日報道されるクマのニュース。人に被害を加えたかどうかともわからず、危険だからと罠を仕掛け駆除。クマたちは生活圏を荒らされながらも数年、命を繋いできたのです。もう、山の奥には餌がないのです。クマの専門家がいな青森県の管理計画を検討しているのは権威者でなく他県の若い研究者だと。他県の研究者が青森の山に入って自分達の足を使い目で確かめ、糞など生態系を調べたのでしょうか。 (→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
42	35	クマの行動特性を知っていれば自然界の生息する正確な生息数はカウント不可能です。推定で人間が生き物の命を左右するのは自然への冒瀆ではないでしょうか。歴史ある日本を守るために、補殺に力を入れるのではなく、野生動物との共存＝棲み分けに力を入れ命の大切さを伝えることが、未来を生きる子供達のためになることと思います。落葉広葉樹の森を確保し出没したクマを捕獲し放獣することを考えてください。日本の昔話「金太郎」日本には今もクマが山の中に居るんだと語り続けられる青森県であって欲しいと願っています。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
43	36	白神山地内でツキノワグマ（以下クマ）の駆除を実施すると、青森県はユネスコ世界遺産の規定を遵守していないということになります。野生動物を管理するとは、その生息数も不確かであり、クマ生息地での餌場が充足できているのか調査も検証もされておられません。そのため、フィールド活動に乏しい机上の計画をうのみにしていくと、近い将来、クマは絶滅してしまうでしょう。そのころ、この計画を策定された関係者の方々は、その理由と責任をどのように果たしていくのでしょうか。深く憂慮します。駆除ではなく、防除であると考えます。備えよです。クマの活動期および冬眠前の食い込み時には、生息地の山はひとは入山禁止にして下さい。クマばかりにひとが作った法律を押し付けるのではなく、ひとがクマの行動に備えると人身事故が減るだろうことは、明らかなです。よって第1次案には、反対します。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
44	37	15日必着との事で、焦って書いてます。自然豊かな場所で、なぜそんなにも熊を殺す計画を立て殺さなければならないのでしょうか。熊が増えているわけではなく、山生活ができなくてアチコチで、人間の目に入るようになっただけでは？山を壊しているのは人間です。ソーラーだ風車だと目先の金のために20～30年後はゴミとなってまた面倒かけるものに人間はバカな事を繰り返してばかり。（→次項へ続く）	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
44	37	あなた方にも家族はいるでしょうし、将来自分の子や孫にコンクリートだらけ、アスファルトだらけの土地を見せたいですか？生き物がいなくなり、杉林だらけの荒れた山を見せたいですか？生き物、とくにクマを殺す事は、これから安心して飲める水がなくなるという事なんですよ。クマが歩いてフンをして、フンの中にある食べた食物の種から新しい芽が出て土地が肥えていくんです。広葉樹が山を守って、土砂崩れを防いで、根に水を貯めて その山を守ってくれているのです。その土台を作ってくれているのが クマです。杉林なんかお飾りで、山の守りには全然ならないのに日本全国 杉林だらけ 暗くて気持ち悪い!! 今の日本人、心に余裕がない人が多くて、クマに対してもマスコミにのせられて うさ晴らししているようにしか見えません。クマたち居場所もエサ場も奪われて それでも必死に子育てして見つければ殺されて 親を殺された子も一緒に殺されるかアーバンベアになって結局殺されてしまって…アーバンベアも原因作っているのは人間なのに。人間は生まれたばかりの子を殺す親、毎年ニュースになって呆れますが、クマたちは我が子を守るため 毎日命をかけてるんです。そんな母性を少しは理解していただきたい。秋田の前の知事がとんでもない人だったので秋田は風車だらけ山は工事だらけ、クマは次から次へと殺されて。いくらクマに興味がない人でもあまりにもひどくて 私のように同情する県民は確実に増えてます。殺す計画の前に人間を山に入らせない対策、「自己責任」の重み。 他人の山に勝手に入ってクマが悪いでは どう考えてもおかしいです。そもそも先に山に住んでいたのはクマたちです。自然を山をクマたちを守って下さい。お願いいたします。どうかどうかお願いいたします。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
45	38	人と野生動物との、距離感がどんどんおかしくなっていると感じます。わたしは九州人ですが、この現状に黙ってられず今回意見を届けたいと思います。 近年は山がどんどんメガソーラーで埋め尽くされ、山は死にかけています。それに加え異常な暑さで、どんぐりの木も木の実もない、飢えてやせ細って冬眠の準備すらできない熊たち、そしてハンターに親を殺された子熊はどうやって生きていけというのでしょうか？あまりにもやっていることが傲慢すぎるのです。踏み込み過ぎたのは人間の方だからです。自然と動物と共存していた頃は、ここまで人が襲われることは少なかったのです。 ただ近くで見かけたというだけで襲われてもいない、大人しく歩いていただけても駆除しようと躍起になっているようにみえます。駆除利権のことも知り、いろんな理由をつけてお金のために、駆除したい人もいますね。根本的に、昔から山を住处とする野生動物を害獣扱いし、どんどん駆除しますではなにも解決しません。熊がいなくなれば山もいよいよ枯れていくでしょう。もう、そうなっているではありませんか？ 日本狼が絶滅してどうなったかを調べていけば分かることです。生態系が壊れてしまっています。人間は自然がないと生きていけません。動物たちだって同じなのです。 これ以上自然の生態系を壊すことにお金を使うのではなく、共生ということを学びながら木を植え山を取り戻していくことです。大人である私たちには責任があります。 未来のために良い選択をし、そのために資金を使ってほしいのです。どうかお願いします。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
46	39	ツキノワグマを駆除するだけでなく、生息地の保全や食料の確保をしていかないと抜本的な解決にならないのではと考えます。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
46	40	熊について 殺すこと事態反対です。どんどん殺すだけでなにか解決するのでしょうか？まず人間が不用意に居住スペースに立ち入らないこと、壊した住处、環境をもとに戻すこと、太陽光パネル、風力発電の設置をやめること、主食になるどんぐり、栗、柿などを植樹すること、できることは沢山あります。人間界のルールを人間都合で勝手に人間以外に当てはめないでください。地球は人間だけのものではありません。人間は神様ではありません。人間に命の間引きや制限をする事はできませんしては行けません。人間が一番と思ってるのは人間だけです。思い上がるのもいい加減にしてほしい。熊を生かすためのふるさと納税を初めてください。そして安心して冬眠できる食料を与えてください。齢化で過疎化している地域が増えるなか、人間がいつまでも偉そうにしないでください。神様の失敗作は人間の方ですよ。毎日毎日駆除のニュース、聞いていて胸くそ悪い	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
47	41	日本の熊被害について環境は違いますが、アメリカやカナダを参考にして、包括的なビジョンを持って対策をした方が良いのではないのでしょうか。アメリカですが、各州(都道府県)が熊の頭数と生態系の調査および管理を行い、食糧等の生息環境を維持し、地元住民と共に安全な共存ルールを敷いています。頭数の統計方法について、オンライン等で各州の行政が発表していますので参考にされると良いと思います。頭数維持の為、春秋の狩猟シーズンにクマの種類、地域や狩猟方法、捕獲数等が厳密に定められます。小熊や小熊のいる母熊は捕獲が禁止されます。箱罠に関しては州で大きく違う様ですが、アニマルウェルフェアも考慮して、トラバサミ等は禁止されているようです。又住民の敷地で害を及ぼす熊については、駆除の許可を得ずに銃で殺処分が可能です。住宅地に現れた熊に関しては、基本は行政は山に返すようです。(→次項へ続く)	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

意見No.	意見者 No.	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
46	40	人間を怖がらずに食物と関連付ける常習性がある場合は安楽死させられます。(食料を求め、山から追い出された熊の被害の多い日本とは違いますが)銃規制のある日本では難しいと思いますが、狩猟の専門家部門を育てて、アメリカやカナダ式で頭数維持をした方が良いと思います。欧米式の狩猟等で頭数管理する方法では、成獣が間引きされ、日本式だと山から追い出される弱い、若い個体や小熊連れの母熊が駆除されるのではないのでしょうか。メスが少なくなれば、オスの争いは激化し、メスと小熊はより危険に晒されるので、野生動物の健全な生育環境とは言いがたくなります。生物学的にもアメリカ式の方が理にかなっていると思います。個人的にはオスの成獣の安楽死を優先させて欲しいですが。又熊のエリアの生態系の回復や環境保全も人間と共存する上ではなくてはならないと思います。熊の餌を食べてしまう鹿等の頭数管理や、森林生態系の保持やナラ林の管理(窒素供給や土壌の乾燥を防いだり、根元の間伐でドングリの生産量を増やす、又ナラの多様性を維持し、特定の種類のナラの不作による影響を軽減し、安定した食糧供給を確保。)が必要です。アメリカでは、人間との衝突を防ぐ為、行政は色んな対策を実施し、特定エリアでの畑や果物栽培の禁止、ペットやゴミ処理等、生活上の注意事項を住民に告知、場合によっては居住地の移動もお願いする様です。その場凌ぎの対策ではなく、目的を明確にした、未来へ続く包括的なシステムが必要なので、海外を参考にされる事をお勧めします。山は観光地として地元で貴重な収入源ですが、場合によっては適時、登山客の制限や禁止も速やかに行える様にするべきだと思います。	その他	御意見は今後の業務の参考にさせていただきます。